

【区長の基本姿勢について】

- ① Q：行革イコール人件費削減のための委託・民営化として押し進められてきたが、非正規雇用を増やす結果となっている。官製ワーキングプアを生み出していることについての認識と見解は？

A：関係法令の遵守状況を確認。指定管理施設では、社会保険労務士による労務環境調査を実施。24年度から最低賃金や雇用契約等の労務管理体制を確認。適正な労働環境が確保されている。

- ② Q：公契約のあり方、公契約条例制定についての区長の考えは？

A：監視・監督権限を持つ労働基準局等、国の機関により実効性が担保されるべき。条例制定の考えはない。

- ③ Q：仕事について男女平等というのでは、区長は「男女平等」と「男女共同参画」の違いをどのように認識しているか？

A：目的は同一のものと認識する。

【第6期介護保険改定について】

- ① Q：介護予防事業は、どこの事業所でも同レベルのサービスを受けられるプログラムや基準を確保すべきと考えるがどうか？

A：区が画一定プログラムや基準を作成することは、制度の趣旨に合致しない。

- ② Q：ボランティアの活用を進めるとのことだが、ボランティアの活動中、事故や損害などの責任はどこがもつのか？

A：事故が生じた場合は、事業者が責任をもつ。事業者は予め損害保険やボランティア保険に加入し、賠償に備える必要がある。

- ③ Q：介護予防・日常生活総合支援事業の事業者にも業務内容・予算・決算を明らかにして透明性を担保すべきだがどうか？

A：被保険者が適切にサービスを選択できるよう、新総合事業の法人情報や提供するサービス情報については、区が公表する。

- ④ Q：改定内容を区民施設で、丁寧な説明会を行うべきだがどうか？

A：第6期高齢者保健福祉計画・介護保険計画素案についての区民説明会をおこない丁寧に説明する。

- ⑤ Q：認知症初期の高齢者は、元気を装うため、基本チェックリストでは介護認定から漏れてしまう傾向があるが、どう対処するのか？

A：認知症初期の高齢者に要介護認定の手続きを勧奨するのは困難。認知機能の判定には、「健康長寿チェックリスト」を活用。認知機能の低下が発見された場合、医師の診断や専門医による物忘れ相談を勧奨する。

⑥ Q: 地域包括支援センターを委託し、直営一か所にするという方針転換にはどのような経緯と議論があったのか?

A: 現時点で高齢者相談センターの機能を最大限高める観点から行ったものであり、専門職を継続的・安定的に確保して、執行体制を整備する。9月の区内4か所の地域ケア会議で、民生委員や介護事業者に説明している。

【在宅療養について】

① Q: 中学校区くらいの地域ごとの独居高齢者や高齢者のみ世帯数の把握はできているか?

A: 区内で約4000人が訪問治療を受け、大半が独居や高齢者のみ世帯と推定する。その人数は2025年には1.3倍になると推計される。

② Q: 今後作成するリーフレットでは、地域ごと、目的ごとの情報を掲載すべきと考えるがどうか?

A: 地域資源の情報は随時更新が必要になるため、冊子ではなくホームページ上に地図情報と合わせて掲載する。

③ Q: 高齢者の身体状態の把握や、ケアマネジャーと医師との情報共有を目的にした「医療と介護の連携シート」が有効であり、区でも採用すべきだがどうか?

A: 検討を進めている。ICT情報共有ツールについても、導入に向けた取組みを進める。

【精神障がい者の地域移行支援】

① Q: 障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がい者の権利・尊厳をまもるために「障害者差別禁止条例」制定に向けて検討してはどうか?

A: 国の「障害を理由とした差別の解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、取組む。条例制定は考えていない。

② Q: 厚労省が長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策として、病棟転換型居住等施設を容認する。関係者から反対の声が上がっている。区は地域生活支援センターを中心に地道に取り組んできたが、今後もこの活動を続けるのか?

A: 精神病院からの地域移行支援については、保健相談所、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センター等の関係機関が連携し引き続き支援していく。病棟転換型居住施設については方策の選択肢の一つと捉えている。

【子ども・子育て支援新制度】

① Q: 区が認可する「地域支援事業」の基準は子どもにとって恵まれた環境とはいえない。多様な保育を展開しつつ、保育の一定水準をどう担保するのか?

A: 面積は認可保育所と同等以上、小規模保育事業B型の保育士の割合は6割以上で、これらの基準に基づき地域型保育事業の適切に指導監督する。

② Q: 認証保育所3園が認可になった。どのような支援があったのか? 今後も認証保育所を認可保育園に

発展させる計画はあるか？

A：指導を受ける経費、および認可保育所の設備や職員配置基準を満たす改修費人件費の助成をおこなった。今後も丁寧に対応する。

③ Q：私立幼稚園と認証保育所の連携による「練馬こども園」は、「認定こども園」の練馬版か？保育内容や指導方針など保育の質も連携するのか？

A：「練馬こども園」は、2歳児までを対象とする認証保育所などの卒園児を受け入れる私立幼稚園を認定する区独自の施策。幼保連携は関係団や各施設と協議の上、決定する。

【道徳の教科化について】

① Q：道徳教育は何を目的としているのか？

A：生命の尊重や、規律ある生活、法や決まりの意義、国際社会に生きる日本人としての自覚などについて学ぶ。

② Q：教科になることで、いじめ対応がどのようにすすむと考えるのか？

A：いじめは重大な人権侵害であるとの認識である。教科化では現在の取り組みを充実させ、未然防止に努める。

③ Q：教科化によって国の関与が強まり、戦前の「修身」の復活ではないかと不安の声もあるが？

A：主体的に判断し、望ましい行為を選択し実践できるようにすることが大切、戦前の修身の復活とは考えていない。

④ Q：国連勧告「教育制度の過度に競争的な性質が子どもの発達を阻害し、意見の尊重が制限されている。」を踏まえ、道徳を教科にすることの弊害をどのように考えるか？

A：教科化にあたっては児童生徒の道徳性を多面的・総合的にとらえ、努力を認め励ます評価をおこない、前向きに生活しようとする態度を育む。

【電磁波や放射能への子ども対策について】

① Q：電磁波による子どもたちへの健康上の影響と、精神的な依存症の増加が心配されている。社会全体で子どもたちの環境をまもるために子ども基準などが必要との声も高まっているがどうか？

A：10月に出されたWHOの最新報告においては、「携帯電話の使用を原因とするいかなる健康影響も確認されていない。」電磁波の健康への影響に関する講演会を開催する考えはない。

② Q：電磁波の危険性について知るために講演会や研修講座に取り組む考えはあるか？

A：市販されている携帯電話などは、国の電波防護指針で定める50倍安全率が適用され、子どもを含むすべての人々を保護するために設定されている。教育委員会で小学校5年生、中学校2年生で使い方講

座を開いている。独自の規制を設けることは考えない。

- ③ Q: 地域エネルギービジョンを策定に当たり、子どもたちへの放射能被害を考えれば、これまでの原発依存のエネルギー政策を転換し、きっぱりと「原発ゼロ」を掲げ、地域分散型の再生可能エネルギーを推進すべきだがどうか？

A: 原発依存度を可能な限り低減していくべき。再生可能エネルギーの活用については練馬区エネルギービジョンの中で検討していく。

- ④ Q: 福井地裁の原発運転差し止め裁判判決で明らかのように 250 キロメートル圏内では放射能の影響が懸念される。基準値を超えたため除染された汚染土の管理や後追い調査はどうなっているか？

A: 2011 年 8 月に全保育園で実施した放射能測定によって一園の砂場で基準値を超える放射線が測定された。園敷地内の児童が立ち入らない場所の地中に保管した。その後 2011 年 10 月から毎月測定をおこない、基準値を下回った。

【みどり施策について】

- ① Q: 緑被率が低下している現状を区はどのように捉え、どのような具体的な取り組みをしてきたのか？

A: 市民緑地や保護樹林制度に基づき所有者負担の軽減を図るほか、樹林保全型の緑地整備を進め、民有地のみどりを守ってきた。

- ② Q: 本気で緑化施策をすすめるためには、区民に現状を明らかにして具体的な協力を求めるべき。今後どう取り組むのか？

A: あらゆる機会を捉えて、みどりの保全や創出の重要性について周知して、美しいみどりの街並みづくりに取り組む。